

金融所得課税の一体化に関する研究会
論点整理

2021 年●月●日

金融所得課税の一体化に関する研究会

目次

はじめに.....	- 1 -
1. デリバティブ取引を含む金融所得課税の一体化の方向性.....	- 2 -
(1)家計による成長資金の供給の拡大とデリバティブ取引の役割.....	- 2 -
(2)公平・中立・簡素な金融所得課税の実現.....	- 2 -
2. 税制改正要望について.....	- 4 -
(1)損益通算の対象.....	- 4 -
(2)租税回避防止策(デリバティブ取引への時価評価課税の導入).....	- 5 -
(3)個人投資家の利便性(特定口座の利用可能性).....	- 6 -
(4)個人投資家への影響.....	- 6 -
今後に向けて.....	- 9 -

「金融所得課税の一体化に関する研究会」メンバー等名簿

メンバー 岩崎 政明 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

佐藤 主光 一橋大学経済学研究科 教授

武田 洋子 (株)三菱総合研究所シンクタンク部門副部門長兼
政策・経済センター長

森信 茂樹 東京財団政策研究所 研究主幹、
財務省財務総合政策研究所 特別研究官

山崎 元 経済評論家

渡辺 徹也 早稲田大学法学学術院 教授

(敬称略・五十音順)

オブザーバー 日本証券業協会、日本商品先物振興協会、(株)日本取引所グループ、(株)東京金融取引所、(株)大阪堂島商品取引所、GMO クリック証券(株)、(株)外為どっとコム

農林水産省、経済産業省

はじめに

わが国の家計金融資産は、約 1,900 兆円であり、その約半分が預貯金で保有されている一方、株式や投資信託などによる運用比率は、諸外国に比べて低い水準となっている。株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進することは、経済の好循環の維持・拡大にとって重要である。

こうした経済の好循環を図る観点から、税制面での投資環境整備に努めてきているところであり、特に、金融所得課税の一体化については、公平・中立・簡素な投資環境を整備するとの観点から、これまで順次対象範囲の拡大を進めてきたところである。

デリバティブ取引については、平成 25 年度税制改正において、損益通算範囲が特定公社債の利子・譲渡所得にまで拡大されて以降、検討を進めてきたところであり、令和 3 年度与党税制改正大綱においては、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する。」との記載が盛り込まれた。

これを受け、「金融所得課税の一体化に関する研究会」を設置し、デリバティブ取引にまで損益通算範囲を拡大することの課題や論点について、有識者による議論を●回にわたって行った。本論点整理は、当研究会における主要な意見を論点別に整理し、今後の方向性について取りまとめたものである。

1. デリバティブ取引を含む金融所得課税の一体化の方向性

(1) 家計による成長資金の供給の拡大とデリバティブ取引の役割

企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図る観点から、家計による成長資金の供給は重要な課題である。

現状、わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は限定的である。このため、株式等の下落相場の場合に市場から個人投資家の資金が流出するなど、家計からの成長資金が持続的に供給されないとの指摘がある。

また、デリバティブ取引は、より多くの種類の金融資産に投資し、リスクとリターンの異なる商品を組み合わせることで、個人投資家のポジションを改善することができるという効果(分散投資効果)も期待できるが、個人投資家においては、このような活用についても限定的である。

一方で、取引所を取り巻く投資環境の整備に関しては、海外において、金融分野と商品(コモディティ)分野のデリバティブ取引を同一の取引所グループ内で取り扱うことができる総合取引所が主流となっているところ、わが国でも、昨年7月、東京商品取引所に上場されていた貴金属・ゴム・農産物の先物・オプションが日本取引所グループの大阪取引所に移管され、金融商品とコモディティが一箇所で取引できる総合取引所が初めて実現されたところである。

こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備を進めていく必要がある¹。

(2) 公平・中立・簡素な金融所得課税の実現

金融所得課税の一体化とは、金融商品の課税について、他の所得と区分したうえ

¹ なお、わが国においてデリバティブ取引の活用が限定的である理由としては、デリバティブ取引のヘッジや分散投資としての機能が広く認識されていないことも一因と考えられ、今後、関係者を中心として、その周知に努めることが必要と考えられる。

で、課税所得の計算上、所得と損失とを合算(損益通算)することを認めるものである。金融商品間の課税の公平性・中立性を図り、個人投資家にとって簡素で分かりやすい税制を実現することを通じて、投資環境を整備するとの観点から、これまで金融所得課税の一体化の対象範囲の拡大を順次進めてきた²。

金融所得課税については、理論的には、あらゆる金融商品を一体的に課税することが望ましいが、現在、金融商品間の所得の損益通算については、上場株式等の配当・譲渡所得及び特定公社債等の利子・譲渡所得について可能となっているが、先物・オプション等のデリバティブ取引は上場株式等との損益通算の対象に含まれていない³。

デリバティブ取引についても損益通算の対象に含めることにより、既に損益通算の対象となっている金融商品とデリバティブ取引との間で課税の公平性・中立性を図ることにつながり、また、両者の税制上の取扱いの差異がなければ、簡素で分かりやすい税制の実現にもつながると考えられる。

こうした意味での、公平・中立・簡素な金融所得課税を通じ、個人投資家のデリバティブ取引への投資環境の整備が図られることは、上記(1)のとおり、家計による成長資金の供給の観点からも意義があるものである。

² ①公平性

多様な金融商品を、税制上同じ扱いとすることで、金融商品間で水平的な公平性が確保される。

②中立性

金融商品には、リスク性商品(例:株式)と無リスク性商品(例:預貯金)があり、仮に、両商品の期待リターンが同じ場合、リスク性商品の損失は税務上考慮されない一方で、所得には課税されるため、リスク性商品の税引後の期待リターンは、無リスク性商品に比べて必ず不利な結果となり、リスク性商品と無リスク性商品との間で租税の中立性が確保されていないことになる。

③簡索性

簡素で分かりやすい税制を整備することで、投資家の申告等に要する負担を軽減し、金融機関や税務当局の事務を効率化することができる。

³ 金融所得課税の一体化を進めるほかに、現在3年となっている個人投資家の損失繰越期間を延長する方策もあり得るとの意見があった。

2. 税制改正要望について

上記1. のとおり、デリバティブ取引を含めた金融所得課税の一体化は、家計による成長資金の供給を通じた経済成長の促進と成長の果実の分配を通じた家計の資産形成という経済の好循環に寄与するということが期待できるものであり、早期に実現すべき課題と考えられる。

一方で、デリバティブ取引については、個人投資家が少額の資金(証拠金)で効率的にリスクをコントロールできる反面、これを悪用した場合には、少額の資金で租税回避が可能と考えられる。このため、政策上の観点からは、デリバティブ取引を損益通算の対象とする場合は、これを利用した租税回避行為が横行することがないように、その防止策をあわせて検討することが求められる。

具体的な要望を行うにあたっては、(1)損益通算の対象、(2)租税回避防止策、(3)個人投資家の利便性、(4)個人投資家への影響について、検討を行うことが必要である。

(1) 損益通算の対象

個人投資家が行うデリバティブ取引には、市場デリバティブ取引と店頭デリバティブ取引があり、その主な原資産には、有価証券関連、コモディティ関連、金利・為替関連等がある。

分散投資の促進や、公平・中立・簡素な金融所得課税の実現という観点から考えれば、金融所得課税の一体化の対象として、デリバティブ取引全体とすることが望ましいと考えられる。

しかしながら、

- 現在、個人投資家において株式取引が広範に行われており、このヘッジ手段として有効なデリバティブ取引については、政策目的に照らし優先度が高く、
- 市場デリバティブ取引については、取引所での市場流動性を通じた価格・取引の透明性等が担保されていることから、金融機関や税務当局の実務において問題が発生する可能性が低い、

といった観点から、まずは、「有価証券市場デリバティブ取引」について損益通算の対象としていくことが適切と考えられる。

また、この場合、これまでデリバティブ取引として損益通算できていたものを二分することになるとともに、デリバティブ取引内で税制上の取扱いに差異を設けることになり、簡素性の観点からも問題となることから、対象について、明確な考え方の説明と個人投資家の理解が必要となる。

なお、仮に、上場株式等との損益通算の対象とするデリバティブ取引を今後段階的に拡大するとすれば、金融機関や税務当局の実務対応の可否といった執行面の課題、損益通算の範囲が段階的に変更になることによる個人投資家への影響について、留意が必要である。

(2) 租税回避防止策(デリバティブ取引への時価評価課税の導入)

租税回避行為には、一般的に、①所得分類・源泉地の変更、②通謀による所得操作、③課税の繰り延べなどといった方法があるが、当研究会においては、デリバティブ取引を損益通算の対象に含める場合に想定される租税回避について、その検討を行った。

具体的には、デリバティブ取引の「売り」と「買い」を両建てし、損失があるポジションのみ実現損として損益通算する、いわゆる「ストラドル取引」について、課税の繰り延べが可能であることから、その防止策について、米国で導入されている時価評価課税（米国内国歳入法第 1256 条）を参考に議論が行われた。

デリバティブ取引への時価評価課税の導入は、実現損だけでなく含み益に対しても課税されることとなるため、ストラドル取引に対する有効な租税回避防止策になり得ると考えられる。

この点については、個人投資家の場合には、余剰の現金を持っていないことから、デリバティブ取引の時価評価を事前に届け出た者のみ時価評価課税（損益通算）を認めるということで十分ではないかとの意見があった⁴。

一方で、時価評価課税を各人の届出制にするということは、課税される側に選択の余地を与えることとなり、租税回避防止策としては好ましくないため、基本的には一律

⁴ 具体的には、事前に時価評価課税の届出を行った者についてのみ、デリバティブ取引との損益通算を認め、届出を行わなかった者には、損益通算を認めない（時価評価課税を適用しない）という方法が考えられる。

であるべきとの意見もあった⁵。

さらに、執行性を担保する観点から、個人番号を提出している者に限って、損益通算を認めてはどうかとの意見もあった。

いずれにしても、具体的な時価評価課税の方法については、当研究会で出された意見を踏まえつつ、恣意性の排除の他、政策上の観点、金融機関や税務当局の実務といった執行面についても考慮し、総合的に検討していくことが必要となる。

(3)個人投資家の利便性(特定口座の利用可能性)

個人投資家の利便性(個人投資家の申告等に要する負担の削減)や税務当局における行政運営コストは重要な要素であることから、デリバティブ取引を上場株式等との損益通算の対象とする場合は、特定口座を活用することが考えられる。

特定口座でデリバティブ取引を取り扱うことができるようにすることで、幅広い個人投資家にとっての利便性の向上が期待できることや、さらに、特定口座において源泉徴収が可能となれば、円滑な納税に資することとなり、金融機関がその利用に向けて取り組むことが望ましいと考えられる。

ただし、特定口座の活用については、その口座が開設されている金融機関(源泉徴収義務者)において源泉徴収の原資となるキャッシュを確保する等、執行上の課題がある。

なお、実務上の対応が困難な場合には、個人投資家が確定申告を行うという方法でもよいのではないかと意見もあり、今後、そうした面の課題について検討をしていく必要がある。

(4)個人投資家への影響

個人投資家への影響については、

- ① 上場株式等との損益通算の対象を有価証券市場デリバティブ取引に限定する場合の影響として、

⁵ 事前の届出制など、個人投資家に選択を与える場合であっても、届出・変更の時期を一定期間内に限定するなど、恣意性を排除するための方策を講じれば、租税回避防止策として十分ではないかとの意見も出された。

- 個人投資家の税務手続が、有価証券市場デリバティブ取引とその他のデリバティブ取引で分別して行われることとなり、煩雑になる、
 - これまで認められてきたデリバティブ取引内での損益通算が、その他のデリバティブ取引との間では認められなくなる、
- といった点、

② 租税回避防止策としてデリバティブ取引に時価評価課税を導入する場合の影響として、

- 上場株式等との損益通算の対象となるデリバティブ取引については、実現益のほか年末の含み益も課税対象となることから、キャッシュフローがない中でも納税資金を確保する必要がある、
- 現行、デリバティブ取引については、利益を実現させない限り、その確定申告を行う必要はないが、見直し後、上場株式等との損益通算の対象となるデリバティブ取引については、利益を実現させていなくても、原則、確定申告が必要となる、
- 事前届出制の場合、デリバティブ取引について上場株式等との損益通算を希望する個人投資家は、当該制度を理解したうえで、自身でその届出を行い、適切に確定申告を行うこととなる、

といった点についてどう考えるか、それぞれ検討を行った。

上記①の点については、その他のデリバティブ取引と損益通算できなくなることは一部の個人投資家にとってデメリットとなる面もあるが、個人投資家の多くが主として株式取引を行っていることを考慮すると、デリバティブ取引内の損益通算より上場株式等との損益通算のほうが、全体として得られるメリットが大きいのではないかと考えられる⁶。

上記②の点については、デリバティブ取引に時価評価課税を導入した場合、年末直前に自己のポジションを手仕舞う個人投資家が一定程度出てくることが想定されるが、そのような個人投資家の多くは翌年に直ちにポジションを建てると考えられ、時価評価課税が直ちにデリバティブ取引の抑制要因となるとは考えにくい。また、時価評価課税は、将来の課税負担を分割し前払いする意味合いもあることから、個人投資家にとって必ずしもマイナスの効果を有するものではないと考えられる。

いずれにしても、実際の導入の際には、個人投資家に誤解を与えないよう、制度の

⁶ 事前届出制であれば、予見可能性が高まるし、その他のデリバティブ取引と損益通算できなくなるということも説明が付きやすいのではとの意見もあった。

趣旨や内容を適切に説明していくという点にも留意すべきである⁷。

⁷ デリバティブ取引に時価評価課税を導入することについては、①包括所得概念によれば、時価評価できるものは時価で課税すべきであり、これにより公平な課税が実現できるほか、②租税特別措置法の問題であり政策上の理屈が立てばよいとの観点からも租税法体系としても十分成り立つのではないかとの意見があった。

今後に向けて

デリバティブ取引を含む金融所得課税の更なる一体化については、理論面(公平・中立・簡素といった税制上のあるべき姿)のみならず、政策上の要請(家計による成長資金の供給といった、重要課題を実現するための政策税制であることからくる優先順位付け)や、個人投資家の利便性に最大限配慮したうえで、意図的な租税回避行為の防止策の有効性や、具体的方策の実務面・執行面の課題等を総合的に勘案し、早期に実現する必要がある、今後、上記に示された個人投資家への影響を精査した上で、関係者において更なる検討を進めるべきである。